

**令和5年度 男女共同参画研修参加費補助事業 募集要項**  
(ているるちゃん研修補助事業)

**1 目的**

男女共同参画の推進に資する国内外研修へ参加する者に対し、参加費を補助することで、研修参加を促進し、女性リーダーの育成に資することを目的としています。

**2 対象者**

沖縄県内在住者又は沖縄県内勤務者。(当財団の賛助会員であることが必要です。)なお、賛助会員は、随時ご入会いただけます。

**3 補助対象となる研修**

- (1) 沖縄県男女共同参画計画～DEIGO～の実現に向けた内容の研修
- (2) 令和5年6月1日から令和6年2月29日までに実施されるもの
- (3) 次のものは対象外です。
  - ①特定の宗教団体・政治団体が主催するもの
  - ②特定の宗教団体・政治団体に対する支持、非難などを目的とするもの
  - ③研修参加に際し、他の団体から助成金等を受けるもの
  - ④その他、男女共同参画との関連性が低いと認められるもの

**4 助成金額**

補助対象経費のうち、5万円を上限とします。

**5 補助対象経費**

- (1) 対象経費は、研修参加費用(受講料、交通費など)となります。ただし、面接及び事前研修に要する費用、渡航手続き、旅行保険等その他個人の負担となる費用は含みません。また、交通費は、航空運賃のみとします。
- (2) 補助回数は、同一人に対し一年度につき1回限りです。

**6 募集期間**

令和5年5月8日から同年8月4日まで。

審査結果につきましては、選定委員会を経て、8月末までにお知らせします。

## 7 提出書類(申請書・必要書類)

- (1) 助成金交付申請書(第1号様式)に添付書類を揃えて、郵送または直接持参でご提出願います。なお、提出された書類や資料は返却いたしません。
- (2) 研修参加後、2週間以内に研修等に要した経費の領収書等を添付し、実績報告書(第3号様式)等の提出が必要です。

なお、交付決定通知において、研修等に要した経費のうち、交通費(航空運賃)が認められた場合は、その運賃を証明する書類を提出することを要します。

## 8 お申込み・お問合せ先

公益財団法人おきなわ女性財団 山田・國場  
〒900-0036 那覇市西3-11-1 1階  
電話:098-868-3717 ファクシミリ:098-863-8662